

## 品川区メンタルチームサポート事業実施要綱

制定 平成30年4月1日 区長決定 要綱第19号

改正 令和2年4月1日 区長決定 要綱第113号

### (目的)

第1条 この要綱は精神疾患病状不安定者および入院患者等に対して医療の継続支援、病状の見守り支援を継続的に受けられるように、医療機関・障害福祉サービス等とも連携し、保健師等の専門職が訪問等支援を行うとともに、その後の地域社会への定着に向けた支援を継続的かつ計画的に実施するための体制整備を推進するものとする。

### (支援対象者)

第2条 この要綱による支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 精神疾患病状不安定者および入院患者等のうち、医療中断等のため地域社会での生活に困難を来している、またはそのおそれのある者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条第1項の規定により入院した措置入院者で、退院後支援を希望する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、品川区保健所長が特に支援が必要と認める者

### (支援実施者)

第3条 訪問等支援を主に実施する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 保健師
- (2) 心理
- (3) 精神保健相談員
- (4) 精神科医師

### (対象事業)

第4条 この要綱に定める事業は次のとおりとする。

- (1) 訪問等支援  
支援実施者が相互に連携し支援対象者に対する病状や生活状況の確認、本人・家族への心理的・社会的サポート、医療継続の支援等を行う。
- (2) 医療・福祉サービスの利用支援
- (3) 精神科医師による病状の診たて
- (4) その他地域生活の安定化を図る上で必要な支援

### (支援の可否、支援方針等の決定)

第5条 支援の可否、支援方針等の決定については次のとおりとする。

- (1) 支援の可否については、保健センター所長が、支援実施者その他必要な者をもって構成する支援導入会議の意見を踏まえて決定する。
- (2) 個別の支援対象者の支援内容については、保健センター所長が個別支援会議の意見を踏

まえて決定する。

- (3) 支援開始後6か月を経過した時点で、支援実施者はモニタリングを実施し、支援継続の可否、支援方針、支援方法等について検討し、保健センター所長が決定する。

(個別支援全体会議)

第6条 保健センターは、新規支援導入者、モニタリングの結果、個別支援の事例等について検討する個別支援全体会議を開催する。

(精神保健福祉地域連絡会の開催)

第7条 品川区保健所長を長とし、年一回精神保健福祉地域連絡会を開催し、地域での支援対象者への支援および医療機関等との連携により、地域支援体制を構築する。また、事業全般の評価検討を行うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 支援実施者は、支援対象者の個人情報の保管および利用に関して次の事項を順守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えいの防止に十分配慮すること。
- (2) 事業の目的以外の目的に個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、品川区保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。